

島根県松江警察署と連携して松江市で交通安全啓発活動

～安全運転と反射材を用いた交通事故防止を呼び掛け～

日本損害保険協会中国支部島根損保会（会長：江里口 和雅・東京海上日動火災保険株式会社 山陰支店長）は、12月20日（金）13時から、交通事故が多発している島根県松江市の「袖師交差点」で、島根県松江警察署と連携した交通安全啓発活動を実施しました。

松江警察署で開催した出発式では、江里口会長から、「日が暮れるのが早くなり、慌ただしい年末を迎えるにあたって、交通事故が多発することが懸念されています。少しでも交通事故が減るよう、県民のみなさまに安全運転や反射材を用いた交通事故防止を呼び掛けましょう」と挨拶がありました。

その後、「袖師交差点」で実施した啓発活動では、当協会本部が提供した「反射材付き啓発チラシ」に加えて、松江警察署と当協会中国支部が連携して製作した「交通安全啓発チラシ」を車の運転手や歩行者に手渡して、安全運転や反射材を用いた交通事故防止を呼び掛けました。なお、今回の啓発活動は、松江警察署の交通安全キャラクター「しじみ部長」も参加して行われました。

当支部では、引き続き、各県の警察署をはじめとした関係先との連携を強化して、交通事故防止に関する活動に取り組んでいきます。



出発式での江里口会長（右）の挨拶



江里口会長と松江警察署の交通安全キャラクター「しじみ部長」（右）



啓発活動の様子 -1-



啓発活動の様子 -2-

一般社団法人 日本損害保険協会
ブラックはたるくん 35 JP
PS-835

高齢ドライバーは、 出会い頭

高齢ドライバーに多い出会い頭事故。
防止のポイントは「徐行」や「？」

高齢者の歩行者の死者が多い夕暮れや夜間、
身を守るのは「安全確認」と「？」

「ながらスマホ」はNO!

運転中・歩行中の「ながらスマホ」はNO!

反射材付きチラシ 表面

答え1 「徐行」や「一時停止」でしっかり安全確認!

高齢ドライバー(65歳以上)の事故の約3割が出会い頭事故です。
また、出会い頭事故のうち約65%は信号の無い交差点で発生しています。

1 見通しが悪ければ、徐行が必要。
見通しが悪い交差点では左右の安全を確認し、車や歩行者に注意しながら、すぐ停止できるような速度で進みましょう。

2 一時停止の交差点では、しっかり停止!
一時停止の標識があるときは停止線の直前(停止線がないときは交差点の直前)でしっかり停止しましょう。

答え2 身を守るのは「安全確認」と「反射材」
高齢者(65歳以上)の歩行者死者の6割以上が夕暮れと夜間に交通事故に遭っています。

対車両の高齢者歩行者中死者数(第1-第2当事者) ※20
日の出前 1時間 8.2% 日の出後 1時間 2.7%
日の入り前 1時間 16.9% 日の入り後 1時間 2.8%

夜間、ドライバーから歩行者が見える距離 ※3
ベンドライト 下向き 約26m
ヘッドライト 約38m
反射材着用 約57m以上

反射材は交通事故防止に有効です
車のライトがあっても、ドライバーから歩行者が見えているとは限りません。道路標識時の安全確認徹底に加えて、反射材を靴の側面やかかと、杖などに付け、自分の存在を車にアピールしましょう。

一般社団法人 日本損害保険協会
https://www.sonpo.or.jp/
この冊子のPDFファイルは、上記サイトからダウンロードできます。
印刷・複製: 無断で複製禁止

反射材付きチラシ 裏面

危険 交差点で追突・
右左折事故が多発
車間距離をとり、前をよく見て安全確認!

右折車と直進車の衝突
左折車と横断自転車の衝突事故

【しじみ部長からのお願い】
●歩行者 反射材で「しっかり」ぶんを「みせる」
●運転手 しっかり「じっくり」みて運転

島根県 松江警察署 日本損害保険協会島根損保会

島根県の事故多発交差点(令和5年)

ワースト1	川津IC入口交差点(松江市)
ワースト1	中央小北交差点(松江市)
ワースト1	大学おおし南交差点(浜田市)
ワースト4	袖師交差点(松江市)
ワースト4	久代交差点(江津市)

(資料) 日本損害保険協会 「全国交通事故多発交差点マップ」

松江警察署と連携して製作したチラシ 表面

回覧板

令和6年11月1日 道路交通法の改正
自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ 酒気帯び運転および罰助

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同席・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度
自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*講習料5,000円以下

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、酒気帯び入り、安全運転監視装置、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

※警察庁資料引用

松江警察署と連携して製作したチラシ 裏面